

発電ブランケットシステム設計に用いる
試験システムの設計情報の収集整理に係る
労働者派遣契約
仕様書

令和8年7月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

ブランケット研究開発部 ブランケット工学研究グループ

1. 件名

発電ブランケットシステム設計に用いる試験システムの設計情報の収集整理に係る労働者派遣契約

2. 業務目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は、発電用ブランケットの開発のため、各種材料分析装置の整備に加えて、大面積熱負荷試験施設の増強、安全実証試験装置の増強や、強磁場環境下での性能試験に向けた技術開発を進めている。なかでもこれらの試験装置は核融合炉内機器の機能試験を行うために整備されたが、現在の装置はテストブランケットモジュール（以下「TBM」という。）の設計検証に最小限必要となる補機及び計測系で構成されており、他の炉内機器などに利用を展開するには制限がある。これまでの予備的試験運用で獲られた知見を活かして、試験能力等の向上と計測系の増強を図ることで、幅広い試験への要望に答える。

本仕様書は、発電ブランケットシステムの設計に用いる試験システムの設計活動等における情報の収集整理に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務期間、業務時間、人員

- 1) 業務期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）、その他QSTが指定する日を除く。

- 2) 業務時間 9：00～17：30（休憩時間60分を含む。）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務、出張・外勤を認めない。

- 3) 休憩時間 12：00～13：00

- 4) 人員 1名

（派遣者が不測の事態でより業務に従事できず、業務に支障が生じると認められる場合は、代替要員を配置するなど、QSTと協議の上必要な措置を講じること。）

4. 就業場所

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

ブランケット研究開発部 ブランケット工学研究グループ

住所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字表館2-166

TEL:0175-71-6537

（1）ブランケット工学試験棟

（2）原型炉 R&D 棟

- (3) 共同研究棟
- (4) 管理研究棟他研究所内の建屋
- (5) その他、派遣元と事前に協議して定めた場所
ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

5. 組織単位

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 ブランケット研究開発部
ブランケット工学研究グループ

6. 指揮命令者

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 ブランケット研究開発部
ブランケット工学研究グループリーダー

7. 業務内容

- 1) 発電ブランケットシステム設計に用いる試験システムの設計情報収集整理に係る業務

発電ブランケットシステム設計に用いる試験システムの設計活動を進めるにあたり、各契約先への設計のインプットを論文、報告書や文書管理システムに登録した文書から収集整理する。また、規制に係る監督官庁への報告、提出文書の作成に際して、各種論文や各契約先からの報告書に記載された設計情報等を整理し、適切な形式に編集する業務

- 2) 付随的業務

上記と密接不可分・一体的に行われる付随業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

8. 業務に必要な資格

派遣労働者の要件については、以下に掲げるとおりとする。

- 1) 事務系パソコンソフト（ワード、エクセル、パワーポイント等）を用いて文書及び図表を作成することが可能なこと。
- 2) CATIA を含む CAD もしくはプロセスフローダイアグラム、単線結線図などのダイアグラムの読み取りもしくは作成などの取扱い業務に従事した経験を有すること。
- 3) 増殖ブランケット及び試験システムにおいては、高温高圧水を用いることから二級ボイラー技士又は普通第一種圧力容器取扱作業主任者相当程度の知識を有すること。
- 4) 増殖ブランケットにおいては、中性子増倍材としてベリリウム及びその化合物を用いることから特定化学物質又は四アルキル鉛等作業主任者相当程度の知識を有すること。
- 5) トリチウム製造装置である増殖ブランケットを試験する装置に関わる業務等を実施するためには、周囲の作業者との十分なコミュニケーション及び日本語

の法令・規則・要領等に対する十分な理解が必要であるため、日本国籍以外の者の派遣を想定する場合には、日本語によるコミュニケーション能力及び識字能力が社会通念上相当であると認められる水準の日本語能力を有する（国際交流基金と日本国際教育支援協会が運営する日本語能力試験における N2 レベル以上）こと。

- 6) 本業務に従事する者は、業務上、経済安全保障・輸出管理に係る機微情報へアクセスする可能性があることを理解し、外国為替及び外国貿易法その他関係法令を遵守できること。このため、経済産業省「みなし輸出管理の運用明確化について」に基づき、特定類型に該当しないことを自己申告又は誓約書等により確認できる者であること。なお、本要件は国籍その他個人属性による制限を設けるものではなく、法令遵守及び情報セキュリティ確保を目的として、業務内容及び情報アクセス範囲に応じて適用されるものである。

9. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- 役職なし

10. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別：

- 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60 歳以上の者いずれにも限定しない」

11. 服務等

- 一般健康診断については、派遣元が負担すること
- 派遣労働者は、食堂、更衣室、駐車場を利用できる
- 在宅勤務において、通信費、水道光熱費その他費用については派遣元または派遣労働者の負担とする。

12. 提出図書

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。また、提出書類に不備等がある場合、契約始期からの派遣労働者受入について、改めて協議を行うこととする。

（部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 仕様書に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約始期の 2 週間前までに）

(2) 労働者派遣事業許可証（写）（契約始期の 5 日前までに）

(3) 派遣元の時間外・休日勤務協定書（所轄労基署受付済の写）（契約始期の 5 日前までに）

(4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約始期の 5 日前までに、及び、変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約始期の 5 日前までに、及び、変更の都度速やかに）

(6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約始

期の5日前までに、及び、変更の都度速やかに)

※届出日付又は取得日付を含む。但し、不要な個人情報に黒塗りとする。

(7) その他契約上必要となる書類

※上記(5)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと(派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨(60歳以上の場合はその旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。)また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

1 3. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 4. 派遣先責任者

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 管理部 庶務課長

1 5. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外(海外含む。)での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに代替要員を派遣すること。
- (5) 派遣労働者は QST が伝染病の疾病(新型インフルエンザ等)に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (6) 自家用自動車又は送迎による通勤が可能なこと。
- (7) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

1 6. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関

する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

- （２）本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

以上

（要求者）部課室名：ブランケット工学研究グループ
氏名：廣瀬 貴規